資料1

令和7年度阪南市人権擁護に関する審議会意見と取組状況

意見主旨	各部局における取組状況
１．阪南市人権施策推進基本計画にかかる進捗管理について	**１．阪南市人権施策推進基本計画にかかる進捗管理について**
①評価方法に、人権課題の当事者の意見等をどのように反映させたかを記載されたい。	①母子の健康の確保では、「赤ちゃん訪問事業」について記載し、第一子の母に対する対応を記載するとともに、母のニーズへの対応について記載するなど、具体的な取組内容の記載に努めた。
②資料本文中の用語に補足説明を付け加えるなど、進捗管理の表記方法について改善に取り組むこと。	②資料本文中に用語の補足説明を付け加えなど、表記方法の改善に取り組んだ。
③子どもの権利に関する条例の周知啓発について、子ども、市民にどのように伝わったのか、どのように施策が届いたのかを記載されたい。	③リーフレットの配布等を通じて、権利の主体である子どもたちに条例の趣旨を周知するとともに、「子どもの権利を守るために大人たちがすること」等について周知啓発に取り組んだ。また、子どもたちがより主体的に意見を伝えられる機会の創出につながる取組に関する施策等について記載した。
④情報化社会における人権課題に関して、すべてのメディア、とりわけデジタルメディアとの関わりについて適切な活用や発信ができる能力の育成に向けたメディア・リテラシーを高める施策の展開に取り組まれたい。	④全小中学校において、インターネットやＳＮＳ等の適切な関わり方や匿名性のリスク等についての学習を実施した。
２．阪南市人権行政施策について	**２．阪南市人権行政施策について**
①すべての行政分野で、人権尊重のまちづくりを念頭に施策の推進に取り組むとともに、各部署間の連携強化に取り組むなど、人権施策の全庁的な推進を図ること。	①各課室選出の人権行政推進委員を対象とした研修を実施し、人権課題の基礎理解を深めるとともに、各課室において実施している人権施策の取組や課題について情報共有を図った。また、共生の地域づくり庁内連携推進会議の設置等により市民の相談に横断的に対応できる体制の構築を図った。
②人権啓発事業について、市民に対して、より興味がわく内容の企画に取り組むこと。また、効果的な周知啓発活動に取り組むこと。	②はたちの集い（旧成人式）開催時に、デートＤＶに関するチラシを配架するなど、効果的な周知啓発活動に努めた。